

# 宇治市のかいごほけんだより

2022年6月 No.42 保存版  
発行 宇治市介護保険課  
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33  
電話番号 22-3141(代)  
URL <https://www.city.uji.kyoto.jp/>

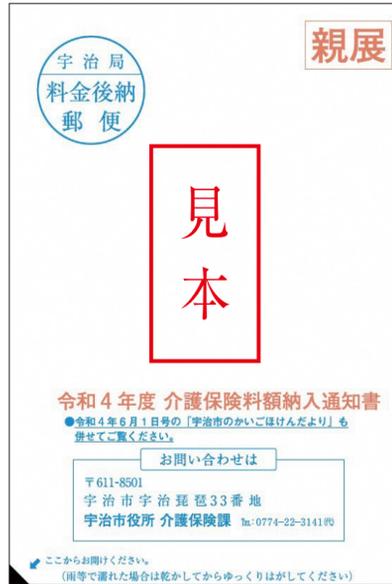
## 6月中旬、介護保険料額納入通知書を送付します

6月中旬に送付する「介護保険料額納入通知書」は、令和4年度に第1号被保険者(65歳以上の人)が納める介護保険料額・保険料段階(第1～15段階)・納め方などをお知らせするものです。今号に介護保険料の詳しい内容を掲載していますので、必ず保管しましょう。

### 圧着はがきで送付します

「介護保険料額納入通知書」を圧着はがきで送付します。

- ◆対象者…市内在住で支払方法が、次のいずれかに該当する人
  - 特別徴収(年金からの差引き)で納める人
  - 口座振替で納める人
  - 年度内に上記の両方で納める人
- 上記以外の人(納付書で納める人や送付先を市外に設定する人など)は、封書で送付します。

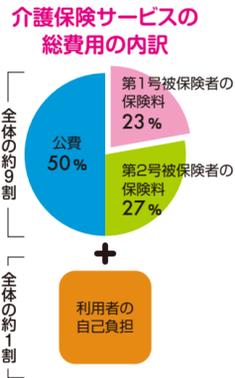


▲6月中旬に、「圧着はがき」で送付します。見落としのないようご注意ください。

### 介護保険の財源 ～介護保険料の使い道～

第1号被保険者(65歳以上の人)が納めた介護保険料は、主に65歳以上の皆さんが介護保険サービスを利用したときの費用に使われます(訪問介護<ホームヘルプ>や通所介護<デイサービス>の利用料、介護老人福祉施設<特別養護老人ホーム>の入所による利用料など)。なお、介護保険サービスの総費用の内訳は、次のとおりです。

- ◆全体の約9割
  - 国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)
  - 65歳以上の人(第1号被保険者)が納める「介護保険料(第1号被保険者)」(23%)
  - 40～64歳の人(第2号被保険者)が納める「介護保険料(第2号被保険者)」(27%)
- ◆全体の約1割  
利用者の自己負担(原則1割負担。一定以上所得者は2割または3割負担)



皆さんが安心して介護保険サービスの利用ができるように、介護保険料は必ず納めましょう。

### 介護保険料の決まり方

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の算出過程は、次のとおりです。

- ①宇治市の介護保険サービスにかかる総費用などから、「基準額(※5)」を決めます。
- ②その基準額をもとに、所得に応じて段階別に保険料を決めます。上記の算出過程をもとに、第8期(令和3～5年度)の介護保険料を右表のとおり設定しました。

第8期の介護保険料では、国や都道府県、市区町村が負担する「公費」(50%)とは別枠で公費を投入し、低所得者の介護保険料の軽減を行いました。また、市民税非課税世帯を対象とした介護保険料の軽減強化を拡充しています。

- ※1：老齢福祉年金  
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金。
- ※2：公的年金等収入額  
国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等の非課税年金は含まず。
- ※3：合計所得金額  
純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額(うち給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除)、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額(特別控除をした金額)、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得額及び退職所得金額の合計額。
- ※4：その他の合計所得金額  
上記※3の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額。
- ※5：基準額  
各保険料段階において保険料を決める基準となる金額。

### 【第8期(令和3～5年度)の介護保険料】

保険料段階	対象者	基準額に対する割合	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者		
第2段階	●前年の本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円以下	0.25	17,010円
第3段階	●前年の本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円を超え120万円以下	0.35	23,820円
第4段階	●前年の本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が120万円を超える	0.65	44,220円
第5段階	●前年の本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円以下	0.80	54,430円
第6段階	●前年の本人の公的年金等収入額(※2)とその他の合計所得金額(※3・4)の合計が80万円を超え120万円以下	基準額(※5)	68,030円
第7段階	●前年の合計所得金額(※3)が125万円以下	1.10	74,840円
第8段階	●前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	1.30	88,440円
第9段階	●前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.65	112,250円
第10段階	●前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.95	132,660円
第11段階	●前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	2.10	142,870円
第12段階	●前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	2.25	153,070円
第13段階	●前年の合計所得金額が600万円以上750万円未満	2.40	163,280円
第14段階	●前年の合計所得金額が750万円以上900万円未満	2.55	173,480円
第15段階	●前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	2.70	183,690円
	●前年の合計所得金額が1,000万円以上	2.95	200,690円

市役所職員をかたった「還付金詐欺」にご注意ください。

### 介護保険料の納め方

介護保険料の納め方は2種類あり、原則、特別徴収(年金からの差引き)で納めます。ただし、資格取得(65歳に到達または他市区町村から転入)した年度は、普通徴収(納付書または口座振替)で納めます。納め方は、法令にもとづき決定されるため、申し出により変更できません。ただし、年度途中で介護保険料額に変更があった場合などは、特別徴収を普通徴収に変更することや特別徴収と普通徴収を同時に行うことがあります。

#### 特別徴収(年金からの差引き)

- 前年度も特別徴収の人  
引き続き、令和5年2月までの各年金受給日に介護保険料を差し引きます。
- 新しく特別徴収が開始される人  
令和5年2月までの各年金受給日(最大年6回)に介護保険料を差し引きます。

なお、今年度の後半(令和4年10月以降)から特別徴収が開始される人は、年間の介護保険料額の2分の1を今年度前半(令和4年6～9月)に普通徴収(納付書または口座振替)で納め、残りの2分の1を今年度後半(令和4年10月～令和5年2月)に年金から差し引きます。

令和5年4・6・8月の特別徴収の介護保険料額は、原則、6月中旬に圧着はがきで送付する「介護保険料額納入通知書」に記載された2月の金額と同額を差し引きます。

### 年度途中で介護保険料額の変更

- ◆被保険者資格を喪失した場合(転出や死亡)  
宇治市の被保険者であった期間(月単位)に応じて介護保険料を精算し、変更後の通知書を改めて送付します。
- ◆市民税の課税状況等の変更により保険料段階が変更した場合  
介護保険料の算定基礎(根拠)となる市民税の情報に変更があった場合は、変更後の通知書を改めて送付します。

### 介護保険料の減額制度

宇治市では、低所得者の介護保険料の負担軽減を図るため、申請により減額を行う制度を設けています。減額の申請を希望する人は、電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- ◆対象者…次のすべてに該当する人を第1段階に減額します。

- 保険料段階が、第2段階または第3段階
- 本人を含む世帯全員の前年収入の合計額が単身世帯で94万円以下(世帯人数が1人増えるごとに50万円を加算)
- 収入には非課税年金(遺族年金、障害年金など)も含まれます。
- 前年収入とは、令和4年度介護保険料の場合、令和3年1～12月の収入です。
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 第1号被保険者が現に居住している資産の評価額が1,800万円以下であり、第1号被保険者が属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で350万円以下(世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算)

- ◆持ち物…上記の対象者が申請時に必要なものは、次のとおりです。

- 前年収入がわかるもの(年金振込通知書・給与明細など)
- 健康保険被保険者証
- 預貯金通帳(申請日時点で記帳を済ませたもの)

### 介護保険料を滞納していると

特別な事情がないにもかかわらず介護保険料を滞納していると、介護保険サービスを利用する際、滞納期間に応じて次の措置がとられます。

#### 1年以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となります。申請により、あとで保険給付分(9割～7割※8)が払い戻しになります。

#### 1年6カ月以上滞納すると

介護保険サービスの費用がいったん全額自己負担となり、申請後に払い戻される保険給付分の一部または全部が差し止められます。その後も滞納が続いた場合は、差し止められた保険給付分から、滞納していた介護保険料分が差し引かれることもあります。

#### 2年以上滞納すると

介護保険サービスを利用した際の利用者の自己負担(1割～3割※8)が、3割または4割になったり、高額介護サービス費などが受けられなくなったりします。

※8:一定以上所得者の介護保険サービス費用の自己負担は2割または3割。

令和4年度新型コロナウイルス感染症の影響に伴う介護保険料等減免について 詳しくは宇治市ホームページまたは介護保険課へお問い合わせください。

#### 介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合や、事業収入等が著しく減少した場合は、申請により介護保険料が減免されます。

#### 介護保険利用者負担金の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した場合、一定の要件を満たす人は申請により利用者負担金が減免されます。

その他にも、次の要件についても申請により介護保険料が減額される場合があります。電話などで介護保険課へ事前にご相談ください。

- 震災・風水害・火災等により、家屋等に著しい損害を受けたとき
- 主たる生計維持者の死亡や失業等により、世帯の収入が激減したとき
- 刑事施設等に拘禁されたとき

## ～介護サービス利用料の減額制度について～

### ●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには宇治市への申請が必要です。
- 住宅改修費や福祉用具購入費、施設サービスの食費・居住費・日常生活費などは、含まれません。
- 世帯内の65歳以上で最も所得が高い方の区分が、世帯の上限となります。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)以上690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

### ●施設サービスを利用したときの費用

- ①介護保険施設、ショートステイにおける  
居住費(滞在費)・食費の減額



所得が低い方および預貯金等の状況が基準を下回る方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が居住費と食費について下記のように設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

- 給付を受けるには、宇治市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 <sup>*1</sup>	預貯金等の資産 <sup>*2</sup> の状況	居住費(滞在費)				食費
			従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	
1	生活保護受給者の方等	—	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490円(320円)	0円	820円	490円	300円
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	490円(420円)	370円	820円	490円	390円(600円)
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	650円(1,000円)
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円(820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円(1,300円)
基準費用額(全額自己負担した場合の平均的な費用の額) <sup>*3</sup>			1,668円(1,171円)	377円(855円)	2,006円	1,668円	1,445円

従来型個室の( )の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。食費の( )の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額です。  
<sup>\*1</sup> 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外)の所得も判断材料とします。年金収入額には非課税年金を含みます。  
<sup>\*2</sup> 預貯金等に含まれるもの]資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの(有価証券等)。  
<sup>\*3</sup> 実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。\*第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

### ②社会福祉法人等による利用料の軽減

- ③その他
- 認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の家賃等の軽減
  - 訪問介護(ホームヘルプサービス)の利用料の軽減
  - 災害等によって著しい損害を受けた場合などの利用料の減免

既上記の減額認定を受けて、認定証をお持ちの方も、7月31日(日)で有効期限が切れますので、更新の手続きをしてください。なお、対象者には文書でお知らせします。確認の上、更新手続きをお願いします。

申請・更新の手続きをお忘れなく!

**申請方法**  
 新規申請…所定の申請書に必要事項を記入し、介護保険課へ提出してください。詳細は同課・宇治市ホームページまたはケアマネジャーにお問い合わせください。  
 更新申請…対象者には文書でお知らせします。確認の上、更新手続きをしてください。

令和4年7月中旬頃に、介護保険負担割合証を発送します。

※要支援・要介護認定を受けている方もしくは事業対象者に該当する方にお届けします。

※有効期限は令和4年8月1日～令和5年7月31日です。

ひと 他人の困りごとを自分ごと

住民主体型生活支援サービス

# 介護保険の支え合い

自分たちの地域は自分たちの手で ～身近な地域の支え合い～

皆さんの地域にも、日常生活上での困りごとを抱えている人がおられるのではないのでしょうか。

たとえば、膝が痛くてごみ出しが大変。洗濯物を取り込むことはできるが干すことが出来ない、など、高齢になると、このようなちょっとした困りごとが出てきます。一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、ちょっとしたサポートが必要になることが増えてきます。こうした高齢者の日常生活を身近な地域の方々で見守り、支え合う、そんな制度が「住民主体型生活支援サービス」です。現在、宇治市では、「住民主体型生活支援サービス」の実施団体として、2つの団体が活動をされています。ここでは、本年5月に「住民主体型生活支援サービス団体」として活動を始められた団体、「訪問生活支援 母子草(ははこぐさ)」をご紹介します。



「母子草」設立記念集合写真 2022.4.22

## ～高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるために～ 訪問生活支援 母子草(ははこぐさ)のご紹介

母子草(ははこぐさ)の花言葉  
「いつも思う」「忘れない」「無償の愛」

宇治市健康長寿サポーター(市実施の講座を受講修了し、市に登録した方)を中心としたボランティアが、「お互いさま」の思いから活動をされています。部屋の片づけ、掃除、ごみ出し、病院への付き添いなど、ちょっとした困りごとの支援をすることで、住み慣れた地域で、いつまでも安心して住み続けていけるように、愛情いっぱいサポートをされています。

困ったときは、お互いさま!  
 目指せ! 助けられ上手  
 目指せ! お節介上手  
 目指せ! 健康長寿

あなたは、家族以外の人に、「助けて」と言えますか? 言える人は何人いますか? 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けたい! 誰も願っていないでしょうか。そのためには、以下の2つの「上手」になることを目指しませんか!

- ①「助けて!」と言える仲間を増やし、助けられ上手に!
- ②「情けは人の為ならず」「お手伝いできることはありませんか?」の言葉で、お節介上手を目指し、自分も元気に!

「母子草(ははこぐさ)」のボランティア



母子草 代表 堀井 勝英さん

私たちの団体は、昨年4月から訪問生活支援「母子草」として始動し、本年4月22日の総会において、住民主体型生活支援サービス団体として、新たな一歩を踏み出しました。高齢者の方々や住み慣れた地域で安心して暮らせるために、宇治市の健康長寿サポーターをはじめとした市民がお互いさまの立場から支え合うことを目指して、多様な困りごとを支援し、自立した日常生活を送っていただけるように活動してきました。「母子草」は、要支援1,2もしくは事業対象者と認定された方を対象に、現在約20名のサポーターが日々活動しています。この1年間に掃除などのちょっとした困りごとの支援をしてきました。今後も、日々の暮らしの中の困りごとをお互いに助け合って解決し、住みよい地域を創っていきたく考えています。活動していて、「ありがとう」の一言で自分自身が元気をもらっています。

## ご存じですか? ～住民主体型生活支援サービス～

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯では、日常生活のちょっとした困りごとが生活の負担となり、地域で自立した生活を送ることが難しくなることも考えられます。このような方々を支える住民主体の活動を支援するため、在宅生活を送る高齢者のお宅へ訪問し、ごみ出しや買い物など、日常生活の困りごとの生活支援活動を実施します。利用できる人は、要支援1・2の方や基本チェックリストで何らかの支援が必要とされた方です。市は、その立ち上げから運営までをサポートし、共に活動を育んでいきます。

※継続的な運営のため、運営に係る経費への助成をしています。詳しくは、下記までお問合せください。

<実施団体>

- ①「温かなご用聞きねっと たんぼぼ」
- ②「母子草(ははこぐさ)」

## 支え合い活動には、 こんな自分へのご褒美もあります!

- ～支え合いの効果～
- ①自分のできることで、自分の元気の源に「誰かに必要とされている」「誰かに感謝されている」と思えることは、自身の充実感や生きる張り合いを得ることにあります。
  - ②仲間ができる 同じ目的を持った仲間と共に、楽しく活動ができます。
  - ③自身の介護予防に 今まで培ってきた技術や能力を活かし活躍でき、活動することで介護予防にもなります。

問い合わせ先 健康長寿部 長生きがい課

## 介護保険料がスマートフォンで納付できるようになりました!

令和2年6月1日より、市役所や金融機関、コンビニエンスストアに向くことなく、いつでもどこでもスマートフォンアプリを利用して介護保険料を納付できるようになりました。

利用できるアプリは?



必要なものは?

- コンビニ納付用バーコードが印刷された納付書
- スマートフォンアプリ「PayPay」または「LINE Pay」

PayPay  
ご利用の方は  
こちら

LINE Pay  
ご利用の方は  
こちら

ご利用方法

- 1.スマートフォンに専用アプリをインストールして利用者登録を行ってください。
  - 2.スマートフォン専用アプリを利用して、チャージを行います。
  - 3.登録およびチャージが完了したら、アプリの「請求書支払い」を選択し、納付書に記載されているバーコードをスキャンして読み取ります。
  - 4.支払情報を確認し、画面の表示に従って操作を進めてください。
- ※詳しくご利用方法につきましては、各サービスのホームページを確認してください。

【注意事項】●市役所や金融機関、コンビニエンスストア等の窓口での納付(窓口払い)はご利用できません。スマートフォンを用いた請求書払いにのみ対応しています。●タブレット・パソコン・フィーチャーフォン(ガラケー)からはご利用できません。●納期を過ぎた納付書はご利用できません。●汚れや破損等によりバーコードの読み取りができない納付書はご利用できません。●金額を訂正した納付書はご利用できません。●領収書は発行されません。領収書が必要な場合は市役所や金融機関、コンビニエンスストア等で納付していただきますようお願いいたします。●システム利用料について、利用者負担はありません。(ただし、通信費用の負担は必要です。)